

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年5月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 SUPER CENTER PLANT－4 聖籠店
所在地 北蒲原郡聖籠町大字蓮野708番地
設置者 株式会社PLANT 他1者

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社PLANT 代表取締役 三ツ田 佳史 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1
他1者
(変更後) 株式会社PLANT 代表取締役 三ツ田 泰三 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1
他1者
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社PLANT 代表取締役 三ツ田 佳史 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1
他1者
(変更後) 株式会社PLANT 代表取締役 三ツ田 泰三 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1
他1者

3 変更年月日

- (1) 令和7年9月21日 他
- (2) 令和7年9月21日 他

4 変更理由

(1)、(2) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名を変更したため

5 届出年月日

令和8年4月30日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、聖籠町産業観光課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和8年5月19日から令和8年9月19日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp